一般競争入札による
県有地売却説明書

令　和　８　年　度　　第　３　回

令和８年１１月１０日（火）公告
令和８年１１月２７日（金）申込締切（必着）
令和９年　１月　８日（金）～１月１５日（金）入札
令和９年　１月１９日（火）開札

長野県　総務部　財産活用課

目　　次

○　一般競争入札による県有地等の売却について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　入札の流れ

2　入札に付する事項（入札物件、最低売却価格、入札方法）

3　入札に関するお問合せ及び入札参加申込先

4　入札手続等（入札参加申込、現地説明会、入札及び開札）

5　用途の制限

○　入　札　説　明　書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

○　県有財産一般競争入札参加申込書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

○　誓　約　書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

○　役　員　等　一　覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

○　入札辞退届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

○　入　札　書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

○　委　任　状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

○　県有財産売買契約書様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

○　物件調書・案内図・明細図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

一般競争入札による県有地等の売却について

1　入札の流れ

①　入札参加申込み

- 申込書には「**誓約書**」「**役員等一覧**（法人のみ）」「**印鑑証明書**（発行から３ヶ月以内のもの）」を添付してください。
- 様式は財産活用課へ請求するか、県ホームページからダウンロード・印刷できます。
- 財産活用課へ郵送又は持参して提出してください（**いずれも申込み期限必着。**）。

＊入札書及び契約書の印鑑は、印鑑証明書の印鑑（実印）を使用してください。

②　現地説明

- 申込みをいただいた方を対象に現地説明を行います（物件ごとに現地へお集まりいただきます。）。
- 物件ごとに現地説明会の日時が決まっておりますのでご確認ください。
- 現地説明の際に配布する納付書で入札しようとする金額の５％以上の額を**金融機関窓口で納入してください。（入札保証金の納付）**

＊入札保証金の納付の確認ができない入札は無効になります。

③　入　　札

- 入札書を財産活用課へ郵送（**書留又は簡易書留**）又は持参で提出してください（**いずれも受付期限必着。**）。
- 入札書には「**入札保証金の納付書の原本又は写し**」「**入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書**」を添付してください。

＊郵送で入札書を提出する場合は、書留又は簡易書留で提出願います。

④　開　　札

- 最低売却価格以上で、一番高い金額で入札された方を落札者とします。
- 入札者は開札に立ち会うこともできます。
- 落札者以外の方に納めていただいた入札保証金については、後日指定口座へ返還します。
- 入札参加者全員に落札結果を通知します。

⑤　契約手続き

- 落札者に担当者からご連絡します。以降、担当の案内に従って手続きを進めてください。

２　入札に付する事項

「 土地及び建物の売却 」

（１）入札物件及び最低売却価格（予定価格）

次ページの表（計７件）をご覧ください。

（２）入札方法

一般競争入札（期間入札）

（入札期間内に郵送（書留又は簡易書留）又は持参で提出された入札のうち、最低売却価格以上で最も高い価格で入札した方に売却します。）

（３）物件の内容

物件調書・案内図・明細図のとおり

（本売却説明書に物件ごとに掲載しています。）

３　入札に関するお問い合わせ及び入札参加申込先

（１）担　当　　長野県 総務部 財産活用課　財産管理係

担 当：平 松、丸 山、加　藤、宮 坂

（２）所在地　　郵便番号 ３８０－８５７０　 長野市大字南長野字幅下６９２－２

（３）電　話　　０２６（２３５）７０４４

ＦＡＸ　　０２６（２３５）７４７４

（４）ホームページアドレス：

https://www.pref.nagano.lg.jp（長野県ホームページ）

トップページ下部「県有地売却情報」→ 県有地売却のご案内

https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/baikyaku/annai/index.html

（５）メールアドレス：zaikatsu@pref.nagano.lg.jp

ア　北信地区（物件番号１～３）

物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考（通称）
		（㎡）	（坪）		
1	長野市伊勢宮一丁目 1599 番３ [長野市伊勢宮一丁目 16 番１号]	1,242.47	375.84	1,475 万円 （建物価格 0 円）	伊勢宮職員宿舎Ｄ
	（建物付）S44 年 3 月築　鉄筋コンクリート造陸屋根４階建（延 1,007.12 ㎡） （建物付）S44 年 3 月築　コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（70.00 ㎡） （建物付）S44 年 3 月築　コンクリートブロック造陸屋根平家建（4.20 ㎡）				
2	千曲市大字鋳物師屋字屋敷 361 番１　外１筆	507.97	153.66	1,284 万円 （建物価格 440,000 円）	鋳物師屋職員宿舎
	（建物付）S46 年 2 月築　コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建（延 93.60 ㎡） （建物付）S46 年 2 月築　コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建（延 93.60 ㎡） （建物付）S46 年 2 月築　コンクリートブロック造陸屋根平家建（8.10 ㎡） （建物付）H 2 年 3 月築　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（8.28 ㎡）				
3	千曲市大字粟佐字子新田 1031 番１	1,256.16	379.98	2,960 万円 （建物価格 8,800,000 円）	教職員粟佐住宅
	（建物付）S61 年 3 月築　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺３階建（延 913.68 ㎡） （建物付）S61 年 3 月築　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（5.28 ㎡） （建物付）S61 年 3 月築　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（16.50 ㎡） （建物付）S61 年 3 月築　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建（26.40 ㎡） （建物付）S61 年 3 月築　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建（13.20 ㎡）				

イ　東信地区（物件番号４）

物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考（通称）
		（㎡）	（坪）		
4	上田市緑が丘一丁目 2454 番１　外２筆	957.52	289.64	2,552 万円 （建物価格 0 円）	三中前職員宿舎
	（建物付）S41 年 12 月築　コンクリートブロック造瓦葺平家建（延 87.48 ㎡） （建物付）S43 年 4 月築　コンクリートブロック造瓦葺平家建（延 92.88 ㎡） （建物付）S45 年 12 月築　コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建（延 92.88 ㎡） （建物付）S43 年 4 月築　コンクリートブロック造陸屋根平家建（7.56 ㎡） （建物付）S45 年 12 月築　コンクリートブロック造スレート葺平家建（8.19 ㎡）				

ウ　南信地区（物件番号５～７）

物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考（通称）
		（㎡）	（坪）		
5	伊那市西箕輪 7065 番地２	254.07	76.85	235 万円 （建物価格 0 円）	大道住宅
	（建物付）S47 年 10 月築　コンクリートブロック造瓦葺平家建（延 53.00 ㎡）				

6	上伊那郡辰野町大字伊那富字北湯舟 1032 番地２	829.38	250.88	308 万円 （建物価格 0 円）	伊那富職員宿舎
	（建物付）S54 年 1 月築　コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（延 205.20 ㎡） （建物付）S54 年 1 月築　コンクリートブロック造スレート葺平家建（31.20 ㎡）				
7	上伊那郡辰野町大字伊那富字上原 3115 番６	774.05	234.14	542 万円 （建物価格 0 円）	上原職員宿舎
	（建物付）S59 年 3 月築　コンクリートブロック造瓦葺 2 階建（延 371.52 ㎡） （建物付）S59 年 3 月築　コンクリートブロック造スレート葺平家建（33.30 ㎡）				

４　入札手続等

（1）入札参加申込

ア　申込書の様式

本売却説明書に掲載してある様式（１～３）を使用してください。

（様式は県ホームページからもダウンロードできます。）

共有名義の場合は連名での申込みとし、添付書類も全員分を添付してください。

イ　添付書類

・**誓約書（様式２）**（共有名義の場合は、申込者ごと）

・**役員等一覧（様式３）**（法人で申込みの場合）

・**印鑑証明書**　１通（直近３ヶ月以内に発行されたもの、共有名義の場合は、申込者ごと）

※　入札書には、印鑑証明書の印鑑(実印)を押印してください。

ウ　申込の受付

郵送（書留又は簡易書留のいずれか）若しくは持参してください。

持参の場合の受付は、申込期限までの土日、祝日を除く午前９時から午後４時 30 分まで

※　申込者と契約者は同一とさせていただきますのでご了承ください。

エ　入札の辞退

入札参加申込み後、入札書提出前までは入札を辞退することができます。

辞退される場合は担当へ早めに連絡の上、入札辞退届（様式４）を郵送又はＦＡＸで提出願います。

オ　申込期限

令和８年１１月２７日（金）午後４時３０分まで（必着）

カ　申込先

長野県 総務部 財産活用課 財産管理係（所在地等は前記 3 に記載してあります。）

（2）現地説明会

物件番号	現地説明会日時	備考
1	令和８年 12 月 ８日（火）午前 10 時から	伊勢宮職員宿舎D
2	令和８年 12 月 ９日（水）午前 10 時から	鋳物師屋職員宿舎
3	令和８年 12 月 ９日（水）午後１時から	教職員粟佐住宅
4	令和８年 12 月 ４日（金）午前 10 時 30 分から	三中前職員宿舎
5	令和８年 12 月 ７日（月）午前 10 時から	大道住宅
6	令和８年 12 月 11 日（金）午前 10 時から	伊那富職員宿舎
7	令和８年 12 月 11 日（金）午後１時から	上原職員宿舎

・入札申込締切後に、直接申込者へ現地説明会のご案内をさせていただきます。

・現地説明会は各物件の所在地（現地）にて行います。

・申込み状況等により、説明会の日程は変更となる場合がありますのでご了承ください。

・現地説明会の日時について、個別のご要望に応じられませんので、事前にご承知願います。

・各物件の所在地に駐車場等はご用意できません。周辺住民へご迷惑が掛からないように、原則、徒歩にてお願いします。

【建物のアスベスト調査について】

・物件調書にも記載のとおり県ではアスベスト調査は行っておりません。
もし、入札前にアスベスト調査を希望する場合は、入札申込後にお送りする現地説明会のご案内に記載のとおりご対応ください。

・事前調査に係る費用は入札参加者の負担となります。

（3）入札及び開札

ア　入札書提出期間

令和　9年　1月　8日（金）から　1月１５日（金）午後４時３０分まで（必着）

イ　開札日・場所

令和　9年　1月１９日（火）　長野県庁西庁舎１階　１１１号会議室

・開札は、物件ごとに順次行います。

・入札参加者は開札に立ち会っていただくこともできます。

・開札結果は、入札参加者全員に通知します。

（4）契約書

別紙様式のとおり（本売却説明書に掲載しています。）

・入札参加者は、契約書の内容を確認いただき、理解したうえで入札してください。

5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

入 札 説 明 書

（趣　旨）

第１　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本売却説明書及び物件調書をよくお読みになり、現地をご確認のうえ入札に参加してください。

（入札参加資格）

第２　次に掲げる者は、入札に参加できません。

また、県有財産を売却する際の入札参加資格（購入資格）として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを長野県警察本部に照会、確認することとしておりますのでご承知ください。

(1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者

(2) 当該入札に係る公有財産(物件)に関する事務に従事する本県の職員

(3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

(4) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後３年を経過していない者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア　本県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　本県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が本県と契約を締結すること又は本県との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法第 234 条の２第１項の規定により本県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて本県との契約を履行しなかった者

カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後、３年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及び同法第２条第６号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者

ア　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

イ　暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

ウ　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（入札参加申込）

第３　入札参加者は、次の書類を申込期限までに、財産活用課 財産管理係まで提出してください。

＊(1)～(3)については、本売却説明書に掲載してある様式を使用してください。

＊様式は県ホームページからダウンロードできます。

(1)　入札参加申込書（共有の場合は連名）

(2)　誓約書（共有の場合は申込者ごと）

(3)　役員等一覧（法人の場合）

(4)　印鑑証明書（直近３ヶ月以内に発行のもの、共有名義の場合は、申込者ごと）

２　郵送の場合は、書留又は簡易書留とし、申込期限までに到達したものを有効とします。

３　申込者と契約者の名義は同一となります。

（現地説明会）

第４　物件の現地説明会を、物件ごとに決められた日時に行います。

２　入札申込締切後に、直接申込者へ現地説明会の通知をさせていただきます。

３　現地説明会に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項をご承知のうえ入札に参加しているものとみなします。

（入札書類）

第５　入札は、次の書類を提出してください。

＊(1)、(2)については、本売却説明書に掲載してある様式を使用してください。

＊様式は県ホームページからダウンロードすることもできます。

(1)　入札書（共有の場合は連名）

(2)　委任状（代理人の場合）

＊代理人が入札する場合は、入札参加者本人の委任状が必要です。

(3)　入札保証金納付書の領収書の写し

（入札保証金）

第６　入札参加者は、入札保証金として、事前に県発行の納付書により、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとします。

２　落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しません。落札者以外の入札参加者の入札保証金は、還付請求書に基づき、入札参加者の指定する口座へ還付します（口座振込みまで一定の期間を要しますのでご了承ください。）。

３　入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

４　現金書留での入札保証金の納付は受け付けておりません。

（入　札）

第７　入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、実印で押印してください。（共有名義の入札の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。）

２　金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「￥」の文字を記入してください。

3　代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所氏名を記入（押印は不要）するとともに、代理人の住所氏名を記入のうえ押印してください。

＊代理人が入札する場合は、入札参加者本人の委任状が必要です。

4　入札書は、郵送（**書留又は簡易書留**）又は持参により提出してください。

5　いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第８　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

(1)　入札に参加する資格のない者が入札した入札書

(2)　同一人が２通以上の入札をした入札書

(3)　入札参加者が協定して入札した入札書

(4)　金額を訂正し、訂正印（入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの）のない入札書

(5)　記名、押印のない入札書

(6)　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7)　納付した入札保証金の額が、入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書

(8)　前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開　札）

第９　開札は、入札公告に掲げる開札の場所及び日時において、県が指定した者を立会わせて行います。入札参加者は開札に立ち会うことができます。

2　開札した結果、落札者がいる場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、並びに、落札者がいない場合はその旨を開札の場でお知らせします。また、入札参加者が不在の場合には別途お知らせします。

（開札結果の公表）

第 10　入札番号と物件の所在地及び落札金額については、落札決定後公表します。

２　落札者に関する情報については、落札者が個人の場合、前第９の２によるほかは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により公表しませんが、落札者が法人の場合は契約締結後法人名のみ公表することがあります。

（落札者の決定）

第 11　落札者は、県が事前に公表する最低売却価格（予定価格）以上の最高価格を入札した者とします。ただし、落札者となる同価の入札参加者が二人以上いる場合は、直ちにくじにより落札者を決定します。なお、同価で入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

（契約の締結）

第 12　落札者は、落札決定の日から 10 日以内に、県有財産売買契約書（別紙様式）により契約を締結しなければなりません。

2　落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証

金は県に帰属することとなり、返還されません。

（契約保証金）

第13　落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

２　契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還します。

落札者の申し出により､返還すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

落札者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

（売買代金の納付）

第14　売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、県が発行する納入通知書により　令和９年３月１２日（金）までに　納付しなければなりません。

２　売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は県に帰属することとなり、返還されません。

（所有権の移転等）

第15　売買代金が完納したときに所有権が移転します。

２　所有権の移転登記は、県が行います。

３　売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税（土地の評価額が定まっていない場合、近傍類似価格等により算定します。）、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

４　所有権移転登記に必要な住所証明書として住民票（直近３ヶ月以内に発行のもの。法人の場合は不要。）を提出してください。

５　移転登記に際し､連件申請のために県の職員が法務局へ直接書類を持ち込む等の対応はできません。

（個人情報の取扱い）

第16　入札参加申込の際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第167条の４の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

（入札の中止等）

第17　入札は、県の都合により延期又は中止することがあります。

（様式１）

県有財産一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿　部　　守　一　　様

（〒　　―　　）

申込人　　住所

（所在地）

氏名（ふりがな）
（名称及び代表者名）

電 話 番 号
（ 昼間（担当）連絡先　　）

下記県有財産の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

記

参加申込	物件番号	物 件 所 在 地 〔 住 居 表 示 〕	土地面積 （実測面積） （㎡）	備考
	1	長野市伊勢宮一丁目 1599 番３ [長野市伊勢宮一丁目 16 番１号]	1,242.47	伊勢宮職員宿舎Ｄ
	2	千曲市大字鋳物師屋字屋敷 361 番１　外１筆	507.97	鋳物師屋職員宿舎
	3	千曲市大字粟佐字子新田 1031 番１	1,256.16	教職員粟佐住宅
	4	上田市緑が丘一丁目 2454 番１　外２筆	957.52	三中前職員宿舎
	5	伊那市西箕輪 7065 番地２	254.07	大道住宅
	6	上伊那郡辰野町大字伊那富字北湯舟 1032 番地２	829.38	伊那富職員宿舎
	7	上伊那郡辰野町大字伊那富字上原 3115 番６	774.05	上原職員宿舎

（注）

１ 申込書記入方法

入札を希望する物件の参加申込欄に○印をつけてください。（複数可）。

（※ 複数の物件の敷地が隣接又は近接している場合がありますので、物件調書等をよく確認の上、申し込みしてください。）

２ 添付書類

（１）「誓約書」（様式２）

（２）「役員等一覧」（様式３）（法人の場合）

（３）「印鑑証明書」１通（直近３ヶ月以内に発行されたもの）

（※ 複数箇所を申し込みされる場合も１通のみの提出で結構です。
※ また共有名義で申し込みされる場合は全員分を添付してください。）

３ 入札保証金について

入札保証金は、申込受付後に県発行の「納付書」により金融機関で納付していただきます。

入札保証金は、入札しようとする金額の 100 分の 5 以上の金額が必要です。（入札金額が納付した入札保証金額の 20 倍を超えると無効となります。）

（様式２）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿部　守一　　様

住　　所
（所在地）

氏　　名
（名称及び代表者）

県有財産譲渡申請（一般競争入札参加申込み）にあたって、以下の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、入札参加資格（購入資格）の確認のため、貴県が長野県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しません。

２　過去３年間、地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に掲げられた者に該当しません。

３　自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、次に掲げるいずれかに該当する者ではありません。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及び同法第２条第６号に規定する暴力団員である者

（２）　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（３）　暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（４）　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（５）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（６）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

４　一般競争入札による県有地売却説明書並びに注意事項及び指示事項などに同意することを承知します。

※　共同で申請（申込み）する場合は、申請（申込み）人ごとに提出してください。

＜関係法令＞

○　地方自治法施行令（昭和 22 年５月３日政令第 16 号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

２　普通地方公共団体は、一般競争入札参加しようする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月 15 日法律第 77 号）より抜粋

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

２　暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

６　暴力団員

暴力団の構成員をいう。

（様式３）

役　員　等　一　覧

法人所在地：

法　人　名：

役職名	（ふりがな） 氏　　名	性　別	生　年　月　日	住　　所
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	大正 昭和・平成 年　月　日	

※　法人が申請（申込み）する場合は、現在事項全部証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者を記載願います。

※　収集した個人情報については、お申し込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、購入申込み資格確認のため、長野県警察本部へ情報提供します。

（様式４）

入　札　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿　部　　守　一　　様

（〒　　―　　）

申込人　　住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

電 話 番 号
（ 昼間連絡先　　）

下記県有財産の一般競争入札への参加申込みをしましたが、都合により参加を辞退します。

記

物件番号	物 件 所 在 地 〔 住 居 表 示 〕	土地面積（㎡）	備考

（通常入札用）

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

長野県知事　　阿　部　守　一　　様

入 札 者　　住　　所

氏名又は名称
及び代表者名　　印

代 理 人 又 は
共 同 入 札 者
住 所 氏 名　　印

下記の金額をもって入札します。

記

		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入 札 金 額				,			,			

入札に付する物件

物件番号	物　件　の　所　在　地	面　積	備考
		㎡	

（注）

1　押印する印は実印としてください。

2　金額の数字は黒のペン又はボールペンで算用数字を用い、頭に「金」若しくは「¥」を記入してください。

3　金額の訂正を行った場合は入札者の訂正印（氏名印欄に押印したものと同じ印）を押してください。

4　入札金額が、納付した入札保証金額の 20 倍を超えると無効となります。

5　共有名義で入札する場合は全員の住所、氏名を記載し、それぞれ押印してください。

6　代理人による入札の場合は、代理人が押印してください。本人の印は不要です。（委任状が必要です。）

7　物件の面積欄には入札申込書に記載されている土地面積を記載してください。

（通常入札用）

委　　任　　状

代 理 人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（入札書へ押印する印としてください。）

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和　　年度第　　回一般競争入札における下記県有財産に関する一切の権限

物件番号	物　件　の　所　在　地	面　積	備考
		㎡	

令和　　年　　月　　日

長野県知事　　阿　部　守　一　　様

委 任 者　住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 入 札 者 ）

氏名又は名称

及び代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（別紙様式　土地の場合）

収入
印紙

県 有 財 産 売 買 契 約 書

売主　長 野 県　（以下「甲」という。）と買主　○　○　　○　○　（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売買物件は、次のとおりとする。

所　　在　　地	区　分	数量（実測面積）	摘要（公簿面積）
	地　目	㎡	㎡
計	筆	㎡	㎡

（売買代金）

第３条　売買代金は、金　　，　　円とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金　　，　　円を甲に納入しなければならない。

２　前項の契約保証金は第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さない。

４　甲は、乙が次条第１項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第１項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第２項の定めにより処理する。

５　甲は、乙が次条第１項に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払方法等）

第５条　乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和　　年　　月　　日までに甲に支払わなければならない。

２　甲は、乙が前条第１項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第３条に定める売買代金から前条第１項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転する。

２　乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後 10 日以内に、甲に対し所有権移転登記を書面で請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第７条　甲は、売買物件の所有権が移転した後、両者の定める日に、当該物件を乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担等）
第８条　乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約不適合責任）
第９条　甲は、売買物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負うものとする。

（容認事項）
第10条　乙は、次の事項を確認し、承諾のうえ本物件を購入するものとする。
２　本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。
３　本物件の付帯設備は、設置から相当の年数が経過しており、相応の自然損耗や経年変化が認められること。引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合、その補修等の費用は乙が負担するものであること。
４　本物件の土壌汚染の状況については、調査は行っておらず、土壌汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。
５　本物件の地下埋設物の状況については、調査は行っておらず、地下埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。
６　乙は、本物件の地域の町内会等の取り決めに従うこと。

（用途の制限）
第11条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

（売買物件の譲渡等）
第12条　乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

（実地調査等）
第13条　甲は、第11条及び第12条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

（違約金）
第14条　乙は、第11条及び第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の３割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
２　前項に定める違約金は、違約罰であって、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部としない

ものとする。

（契約の解除）

第 15 条　甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

（２）乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

（暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務）

第 16 条　乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

（返還金等）

第 17 条　甲は、第 15 条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

２　乙は、第 15 条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（原状回復義務）

第 18 条　乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 19 条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第 20 条　甲は、第 17 条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条、第 18 条又は第 19 条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

（契約の費用）

第 21 条　本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 22 条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判の管轄）

第 23 条　本契約に関する訴訟は、長野県庁所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

住　所　　長野市大字南長野字幅下692-2

売　主

氏　名　　長野県知事　阿部　守一　　印

住　所

買　主

氏　名　　印

（別紙様式　土地・建物）

収入
印紙

県 有 財 産 売 買 契 約 書

売主　長 野 県　（以下「甲」という。）と買主　○　○　　○　○　（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売買物件は、別記のとおりとする。

（売買代金）

第３条　売買代金は、土地金　　，　　円、建物金　　円、

合計金　　，　　円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、非課税分を除く売買代金の 110 分の 10 を乗じて得た額である。）

（契約保証金）

第４条　乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金　　，　　円を甲に納入しなければならない。

２　前項の契約保証金は第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さない。

４　甲は、乙が次条第１項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第１項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第２項の定めにより処理する。

５　甲は、乙が次条第１項に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払方法等）

第５条　乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和　　年　　月　　日までに甲に支払わなければならない。

２　甲は、乙が前条第１項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第３条に定める売買代金から前条第１項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転する。

２　乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後 10 日以内に、甲に対し所有権移転登記を書面で請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）
第７条　甲は、売買物件の所有権が移転した後、両者の定める日に、当該物件を乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担等）
第８条　乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約不適合責任）
第９条　甲は、売買物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負うものとする。

（容認事項）
第10条　乙は、次の事項を確認し、承諾のうえ本物件を購入するものとする。
２　本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。
３　本物件は、建築から相当の年数が経過しており、躯体・基本的構造部分や附帯設備等は相応の自然損耗や経年変化が認められること。引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合、その補修等の費用は乙が負担するものであること。
４　本物件の土壌汚染の状況については、調査は行っておらず、土壌汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。
５　本件建物へのアスベスト使用の有無については不明であること。万一アスベストが含まれていた場合、廃棄物処理法、建築リサイクル法等により、所有者である乙にアスベストに対する一定の措置が求められ、解体・改修等の工事を発注する場合に同法による義務が課されること。また、アスベストを含む建物解体費用は通常よりも高くなる場合があること。
６　本物件の地下埋設物の状況については、調査は行っておらず、地下埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。
７　乙は、本物件の所在する地域の町内会等の取り決めに従うこと。

（用途の制限）
第11条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

（売買物件の譲渡等）
第12条　乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

（実地調査等）

第 13 条　甲は、第 11 条及び第 12 条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

（違約金）

第 14 条　乙は、第 11 条及び第 12 条に定める義務に違反したときは、売買代金の３割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項に定める違約金は、違約罰であって、第 19 条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

（契約の解除）

第 15 条　甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

（２）乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

（暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務）

第 16 条　乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

（返還金等）

第 17 条　甲は、第 15 条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

２　乙は、前条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（原状回復義務）

第 18 条　乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 19 条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第 20 条　甲は、第 17 条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条、第 18 条又は第 19 条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

（契約の費用）
第 21 条　本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）
第 22 条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判の管轄）
第 23 条　本契約に関する訴訟は、長野県庁所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

住　所　　長野市大字南長野字幅下 692-2
売　主
氏　名　　長野県知事　阿部　守一　　印

住　所
買　主
氏　名　　印

別記

1　土　地

所　在　地	区　分 （地目）	数量（実測面積）	摘要（公簿面積）
	地　目	㎡	㎡
計	筆	㎡	㎡

2　建　物

所　在　地	区分	構　造	建築年月	床面積
				㎡
計	棟			

物　件　調　書

物　件　調　書
案内図・明細図

※建物平面図・物件写真につきましては
長野県のホームページをご覧ください。

物　　件　　調　　書

物件番号	1

伊勢宮職員宿舎D(ｲｾﾐﾔｼｮｸｲﾝｼｭｸｼｬ ﾃﾞｨｰ)(建物付)

所在地		長野市伊勢宮一丁目1599番3				
住居表示		長野市伊勢宮一丁目16番1号				
土地	実測面積	1242.47 ㎡ (約 375 坪)			地目	宅地
	公簿面積	1242.47 ㎡ (約 375 坪)				
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)	なし
			権利の種類	所有権		
建物	構造・面積間取り等	共同住宅　昭和44年3月築　鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建				
		1階 228.38㎡　2階 259.58㎡ 3階 259.58㎡　4階 259.58㎡		(和室6畳、和室4.5畳、和室3畳、台所、浴室、トイレ)× 24戸		
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)	なし
			権利の種類	所有権		
	付属建物等	物置(コンクリートブロック造平家建) 1棟、ポンプ室(コンクリートブロック造平家建) 1棟				

法令に基づく制限	都市計画	市街化区域	指定建ぺい率	第一種低層住居専用地域50% 第二種住居地域60%
	用途地域	第一種低層住居専用地域及び第二種住居地域	指定容積率	第一種低層住居専用地域80% 第二種住居地域200%
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)	施設区域に該当なし		
	特別用途・その他の地域地区	指定なし		
	防火・準防火地域	指定なし		
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし		
	砂防三法 (砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)	砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 :指定なし		
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)	土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊 :指定なし		
	洪水ハザードマップ	該当あり(浸水想定 0.5m以上3.0m未満)		
	その他	長野市景観計画区域、屋外広告第2種規制地域(展望規制)及び第3種規制地域、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域		

接面道路	位置	種類等	道路幅員(道路台帳)	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	北側	舗装　市道(安茂里253号線)	10.55m	不要	14.89m	等高
	北西側	舗装　市道(安茂里253号線)	3.77～4.20m	不要	44.05m	等高～0.4m高い
	東側	舗装　市道(芹田小伊勢宮線)	9.04m	不要	19.02m	等高～0.4m高い

私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	―
建物の石綿(ｱｽﾍﾞｽﾄ)	調査	未調査		―
建物の耐震診断	調査	未調査		―
建物状況調査	調査	未調査		―
現況及び従前の利用状況	現況	共同住宅、物置(24戸分)、ポンプ室、駐輪場(工作物)　各1棟		
	従前	職員宿舎		

電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況		施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況	
	電気	中部電力㈱	引込可	
	上水道	公営水道(長野市)	権利φ40mm	メーターあり
			引込管径 不明	
	ガス	プロパンガス	都市ガス引込可(長野都市ガス㈱)	
	下水道	公共下水道(長野市)	負担金	なし
			公共桝	設置済

交通機関							
	鉄道	JR信越本線	安茂里駅	南西	方へ　約	0.6	km
	バス	アルピコグループ川中島バス	伊勢宮1丁目	南	方へ　約	0.03	km
	バス	アルピコグループ川中島バス	伊勢宮1丁目	東	方へ　約	0.04	km

公共施設(現地からの直線距離)						
市役所・役場	長野市役所 安茂里総合市民センター	北東	方へ　約	0.6	km	
小学校	長野市立 裾花 小学校	東	方へ　約	1.2	km	
中学校	長野市立 裾花 中学校	東	方へ　約	0.8	km	

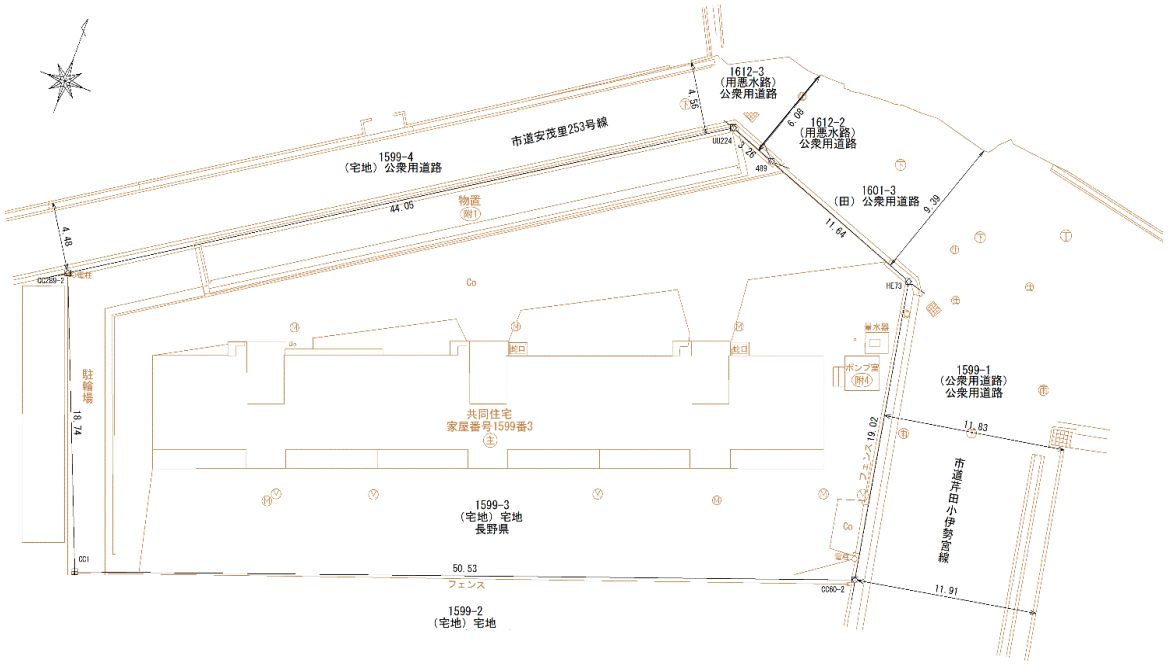
参考事項
物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。
建築物の新築等、景観法16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届出が必要です。詳しくは長野市役所都市整備部まちづくり課景観広告担当までお問合せください。
宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく宅地造成等工事規制区域で一定規模以上の盛土等を行う場合、許可や届け出が必要です。詳しくは長野市役所建設部建築指導課開発盛土対策室までお問合せください。
敷地西側角と東側角に電柱各1本と東側角に電柱支線2本があります(中部電力パワーグリッド㈱へ敷地の貸付)。
敷地南側のフェンスは隣接地に帰属しています。また敷地東側のフェンスは売却地に帰属しています。
敷地北西側から南西側にかけて駐輪場が存置されており、売却地に帰属しています。
売却地に帰属する南西側駐輪場の屋根と北西側物置の屋根が隣接地に越境しています。また隣接地に帰属する西側角のフェンスが売却地に越境しています。(いずれも確認書取交し済。)
北西側市道側溝を占用して敷地に出入りをする場合には道路占用許可(申請)が必要になります。詳しくは長野市役所建設部監理課占用担当までお問合せください。
従前の利用はありませんが、都市ガスの供給エリア内で敷地東側にガス管が埋設されています。引込を希望する場合等、詳しくは長野都市ガス㈱までお問合せください。
物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物、建物に附帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。 なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って、物件の不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。

伊勢宮職員宿舎D

案　　内　　図



明　　細　　図



物　　件　　調　　書

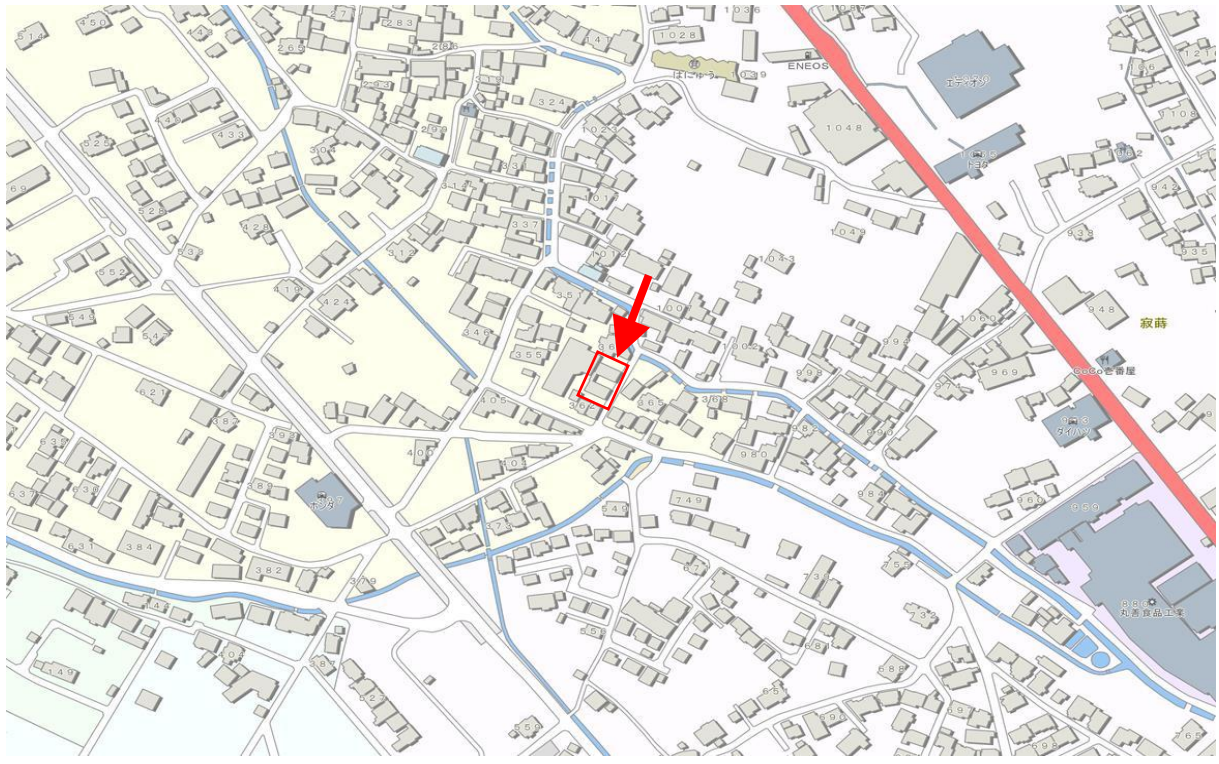
物件番号	2

鋳物師屋職員宿舎(ｲﾓｼﾞﾔｼｮｸｲﾝｼｭｸｼｬ)

所在地		千曲市大字鋳物師屋字屋敷　361番1、362番2							
住居表示		ー							
土地	361番1	実測面積	219.67	㎡	(約	66	坪)	地目	宅地
		公簿面積	219.67	㎡	(約	66	坪)		
	362番2	実測面積	288.30	㎡	(約	87	坪)	地目	宅地
		公簿面積	288.30	㎡	(約	87	坪)		
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)			無	
			権利の種類	所有権					
建物	構造・面積間取り等	家屋番号361番1　居宅　昭和46年2月築　コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建　93.60㎡							
		(和室6畳×2、和室3畳×1、台所、浴室、トイレ)×2戸							
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)			無	
			権利の種類	所有権					
	付属建物等	家屋番号361番1　附1　物置　昭和46年2月築　コンクリートブロック造陸屋根平家建　8.10㎡							
		家屋番号362番2　附2　物置　平成2年3月築　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　8.28㎡							
法令に基づく制限		都市計画	都市計画区域(非線引)			指定建ぺい率		60%	
		用途地域	第一種住居専用地域			指定容積率		200%	
		都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし				
		特別用途・その他の地域地区			指定なし				
		防火・準防火地域			指定なし				
		文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			周知の埋蔵文化財包埋蔵地(舟山遺跡)				
		砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)			指定なし				
		土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)			指定なし				
		洪水ハザードマップ			該当あり(浸水想定区域5.0以上10.0m未満)及び家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流による区域)				
		その他			千曲市景観計画地域、長野県屋外広告物条例に基づく屋外広告物規制地域(第2種)、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域				
接面道路		位置	種類等		道路幅員(道路台帳)	道路後退		接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
		東側	舗装　市道(2052号線)		4.2m	不要		30.24m	概ね等高
私道の負担に関する事項		負担の有無	なし	負担の内容	ー				
建物の石綿(ｱｽﾍﾞｽﾄ)		調査	未調査		ー				
建物の耐震診断		診断	未調査		ー				
建物状況調査		調査	未調査		ー				
現況及び従前の利用状況		現況	居宅2棟、物置2棟						
		従前	職員宿舎						
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況			施設の種類(業者名)		施設設備の整備・負担状況				
		電気	中部電力㈱		引込可				
		上水道	公営水道(長野県企業局)		権利　φ20mm			メーターあり	
					引込管径　φ20mm				
		ガス	プロパンガス		都市ガス引込可				
		下水道	公共下水道	負担金	清算済			千曲市下水道局	
				公共桝	設置済				
交通機関		鉄道	しなの鉄道線	屋代駅	北　方へ　約　1.6　km				
		バス	千曲市循環バス	鋳物師屋南	南西　方へ　約　0.1　km				
公共施設(現地からの直線距離)		市役所・役場	千曲市役所		北西　方へ　約　1.9　km				
		小学校	埴生 小学校		北　方へ　約　0.5　km				
		中学校	埴生 中学校		北西　方へ　約　0.8　km				
参考事項		物件調書は、あくまでも県有財産の買取希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。							
		建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条の規定による届け出が必要な場合があります。 詳しくは千曲市建設部都市計画課までお問合せください。							
		建築工事等を行おうとする場合は、文化財保護法に基づく届出を、工事着工の60日前までに行うことが必要です。 詳しくは千曲市文化観光スポーツ部歴史文化財センターまでお問合せください。							
		宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく宅地造成等工事規制区域で一定規模以上の盛土等を行う場合、許可や届出が必要です。詳しくは、長野県千曲建設事務所維持管理課までお問合せください。							
		従前の利用はありませんが都市ガスの居旧エリア内です。引込を希望する場合等、詳しくは長野都市ガス㈱までお問合せください。							
		敷地(361番1)北側及び東側に電柱2本及び支線3条があります(中部電力パワーグリッド㈱篠ノ井営業所へ敷地貸付)。							
		南西側隣接地362番4との筆界において、隣接者が設置した下屋雨樋の一部が当該地に越境しています(確認書取交し済)。							
		北西側一部に設置されている土留フェンスは敷地内に設置されています。 西側から南西側に設置されている土留フェンスは隣接地に帰属しています。							
		物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。							
		売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物、建物に附帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任の上で行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。							

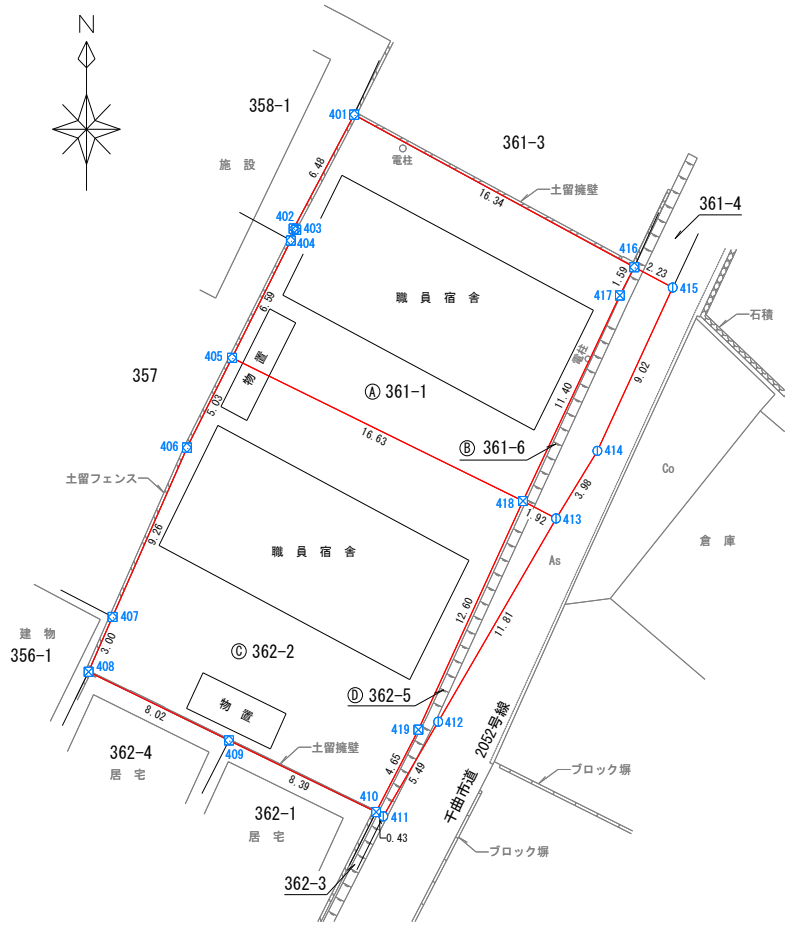
鋳物師屋職員宿舎

案　　内　　図



「長野県統合型地理情報システム」の地図データ(2026年10月16日取得)に基づき作成

明　　細　　図



物　　件　　調　　書

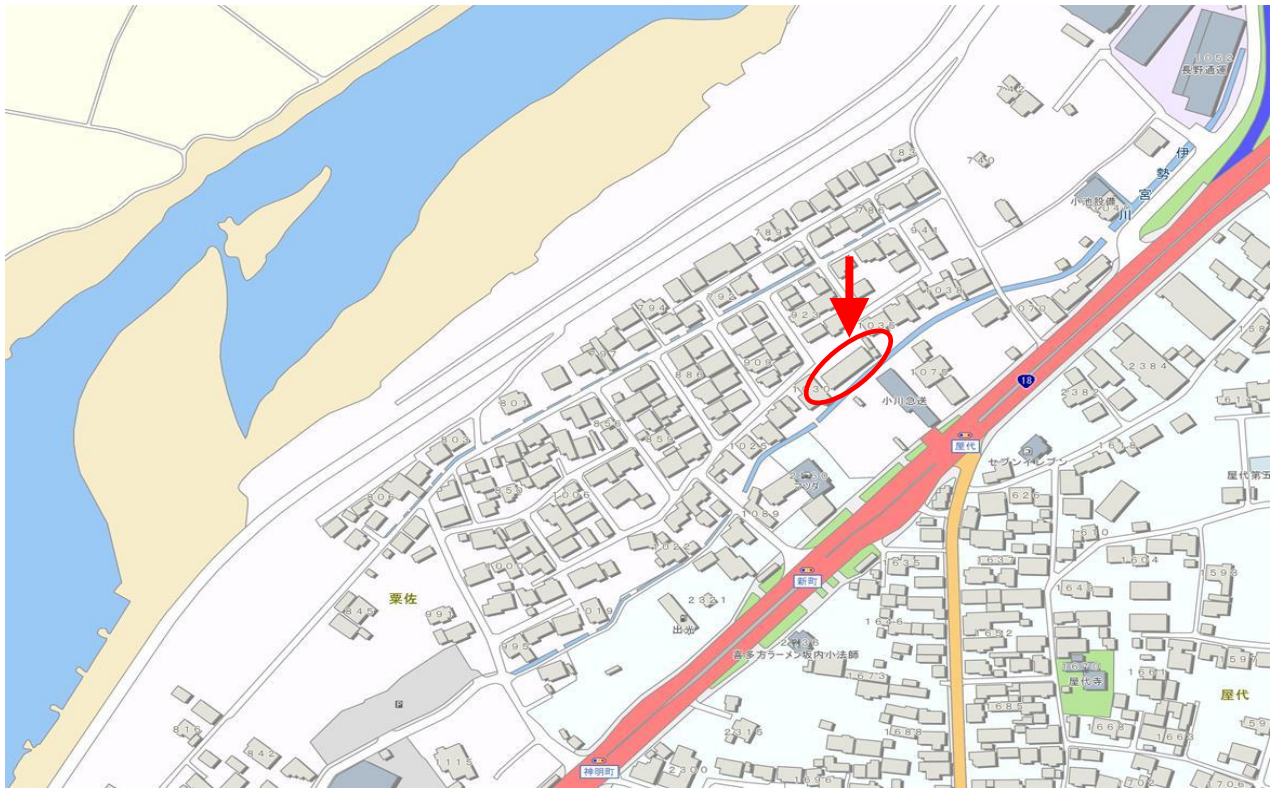
物件番号	3

教職員粟佐住宅（ｷｮｳｼｮｸｲﾝｱﾜｻｼﾞｭｳﾀｸ）

所在地		千曲市大字粟佐字子新田1031番1					
住居表示		―					
土地	実測面積	1,256.16 ㎡ （約 379 坪）				地目	宅地
	公簿面積	1,256.16 ㎡ （約 379 坪）					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利（乙区）	無	
			権利の種類	所有権			
建物	構造・面積間取り等	共同住宅　昭和61年3月築　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺　3階建					
		1階　304.56㎡ 2階　304.56㎡ 3階　304.56㎡	（和室8畳×1、和室6畳×2、D･K、浴室、洗面室、トイレ）×12戸				
	登記簿記載事項	所有権に係る権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利（乙区）	無	
			権利の種類	所有権			
	付属建物等	附1　倉　庫　昭和61年3月築　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺　平家建　5.28㎡					
		附2　ポンプ室　昭和61年3月築　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺　平家建　16.50㎡					
		附3　物　置　昭和61年3月築　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき　平家建　26.40㎡					
		附4　物　置　昭和61年3月築　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき　平家建　13.20㎡					
法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域（非線引）		指定建ぺい率	60%		
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		指定容積率	200%		
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)	施設区域に該当なし					
	特別用途・その他の地域地区	指定なし					
	防火・準防火地域	指定なし					
	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地等）	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし					
	砂防三法 （砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）	指定なし					
	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域、同特別警戒区域）	指定なし					
	洪水ハザードマップ	該当あり（浸水想定区域5.0以上10.0m未満及び家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流による区域）					
	その他	千曲市景観計画地域、長野県屋外広告物条例に基づく屋外広告物規制地域(第2種)、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域					
接面道路	位置	種類等		道路幅員（道路台帳）	道路後退	接道幅（間口）	道路に対する敷地の高低
	北西側	舗装　市道（3074 号線）		5.1 m	不要	8.64 m	等高
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	―			
建物の石綿（ｱｽﾍﾞｽﾄ）	調査	未調査		―			
建物の耐震診断	診断	未調査		―			
建物状況調査	調査	未調査		―			
現況及び従前の利用状況	現況	共同住宅1棟、倉庫、ポンプ室、物置2棟、自転車置場、ゴミ集積所					
	従前	職員宿舎					
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況		施設の種類(業者名)		施設整備の整備・負担状況			
	電気	中部電力㈱		引込可			
	上水道	公営水道（長野県企業局）		権利　φ25mm	メーターあり		
				引込管径　25mm			
	ガス	プロパンガス					
	下水道	公共下水道（千曲市）		負担金	清算済		
				公共桝	設置済		
交通機関	鉄道	しなの鉄道	屋代高校前駅	北東　方へ　約	0.6 km		
	バス	千曲市循環バス	屋代高見町	南　方へ　約	0.6 km		
公共施設（現地からの直線距離）	市役所・役場	千曲市役所		南西　方へ　約	1.9 km		
	小学校	千曲市立屋代 小学校		南　方へ　約	1.1 km		
	中学校	千曲市立屋代 中学校		南東　方へ　約	0.7 km		
参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買取希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。						
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届け出が必要です。詳しくは千曲市役所建設部都市計画課までお問合せください。						
	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく宅地造成等工事規制区域で一定規模以上の盛土等を行う場合、許可又は届出が必要です。詳しくは長野県千曲建設事務所維持管理課までお問合せください。						
	敷地内北西角付近にゴミ集積所があり、地元自治会（屋代3区）へ土地の一部を無償で貸付けています。						
	敷地南西側の擁壁は隣接地に帰属しています。また、敷地北西側 並びに南東側の擁壁及び目隠しフェンスは売却地に帰属しています。						
	敷地北西角付近に隣接する市道敷地に 千曲市のカーブミラー、消火栓 及び ホース格納箱が存置されています。						
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。						
	売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い（杭及びロープ）を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物、建物に附帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。						

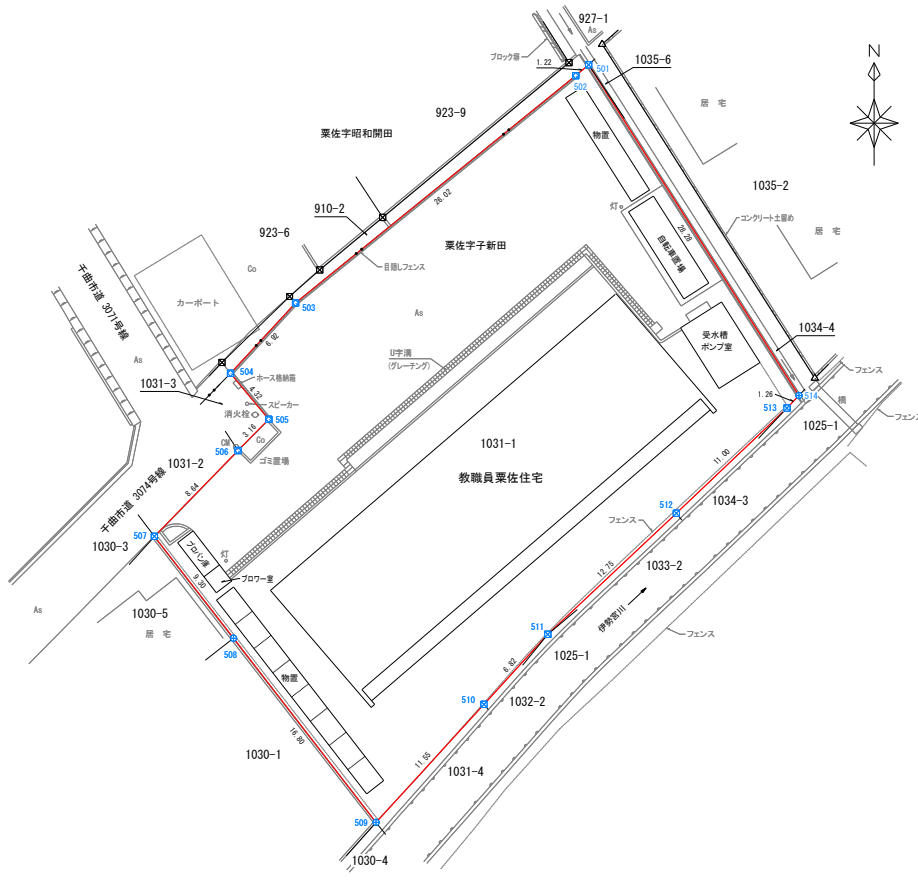
教職員粟佐住宅

案　　内　　図



「長野県統合型地理情報システム」の地図データ(2026年10月16日取得)に基づき作成

明　　細　　図



物　　件　　調　　書

物件番号	4

三中前（ｻﾝﾁｭｳﾏｴ）職員宿舎（建物付）

所　在　地	上田市緑が丘一丁目2455番1、2454番1、2466番2					
住 居 表 示	上田市緑が丘1丁目27番47号、上田市緑が丘1丁目27番49号、上田市緑が丘1丁目27番50号					
土地	実 測 面 積	957.52 ㎡ （約 289 坪）			地　目	宅　地
	公 簿 面 積	957.52 ㎡ （約 289 坪）				
	登　記　簿 記 載 事 項	所有権に係る 権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利 （乙区）	なし
			権利の種類	所有権		
建物	構造・面積 間 取 り 等	家屋番号2455番1　共同住宅　昭和41年12月築　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 瓦葺 平家建				
		家屋番号2455番1の2　共同住宅　昭和43年4月築　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 瓦葺 平家建				
		家屋番号2454番1　居宅　昭和45年12月築　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 セメント瓦葺 平家建（現況は他2棟と同様に瓦葺）				
		87.48㎡1棟 92.88㎡×2棟	（和室6帖×2、和室4.5帖、台所、浴室、トイレ）×3棟（6戸）			
	登　記　簿 記 載 事 項	所有権に係る 権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利 （乙区）	なし
			権利の種類	所有権		
	付属建物等	物置2棟（CB造陸屋根平家建 7.56㎡×1棟、CB造スレート葺平家建 8.19㎡×1棟）、スチール製物置×1棟				
法　令　に 基づく制限	都 市 計 画	都市計画区域（非線引き）			指定建ぺい率	60　%
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域			指定容積率	200　%
	都市計画施設（都市計画道路、都市公園等）				施設区域に該当なし	
	特別用途・その他の地域地区				指定なし	
	防火・準防火地域				建築基準法22条地域	
	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地等）				八幡裏遺跡	
	砂防三法 （砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）				指定なし	
	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域、同特別警戒区域）				指定なし	
	洪水ハザードマップ				該当なし	
	そ　の　他				上田市屋外広告物条例（禁止地域） 上田市景観計画区域 盛土規制法（宅地造成等工事規制区域）	

接面道路	位　置	種類等	道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	北側	舗装　市道 大星西片山線	5.4m～6.3m	不要	約88.2m	0～60cm低い
	東側	舗装　市道 八幡裏大星西線	7.5m～7.6m	不要	約11.8m	0～60cm低い

私道の負担 に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	―
建　物　の 石綿（ｱｽﾍﾞｽﾄ）	調　査	未調査		―
建　物　の 耐 震 診 断	調　査	未調査		―
建物状況調査	調　査	未調査		―
現 況 及 び 従　前　の 利 用 状 況	現　況	共同住宅3棟　物置3棟　（家屋番号2454番1の建物の種類は登記上居宅ですが実際には共同住宅です。）		
	従　前	職員宿舎		

電気・飲用水・ ガスの供給並 びに排水施設 の整備状況		施設の種類（業者名）	施設整備の整備・負担状況	
	電　気	中部電力㈱	引込可	
	上 水 道	公営水道（上田市上下水道局）	権利φ13mm 6戸 引込管25mm	メーターボックスあり
	ガ　ス	都市ｶﾞｽ		
	下 水 道	公共下水道（上田市上下水道局）	負担金 公共枡	清算済 取付管設置済

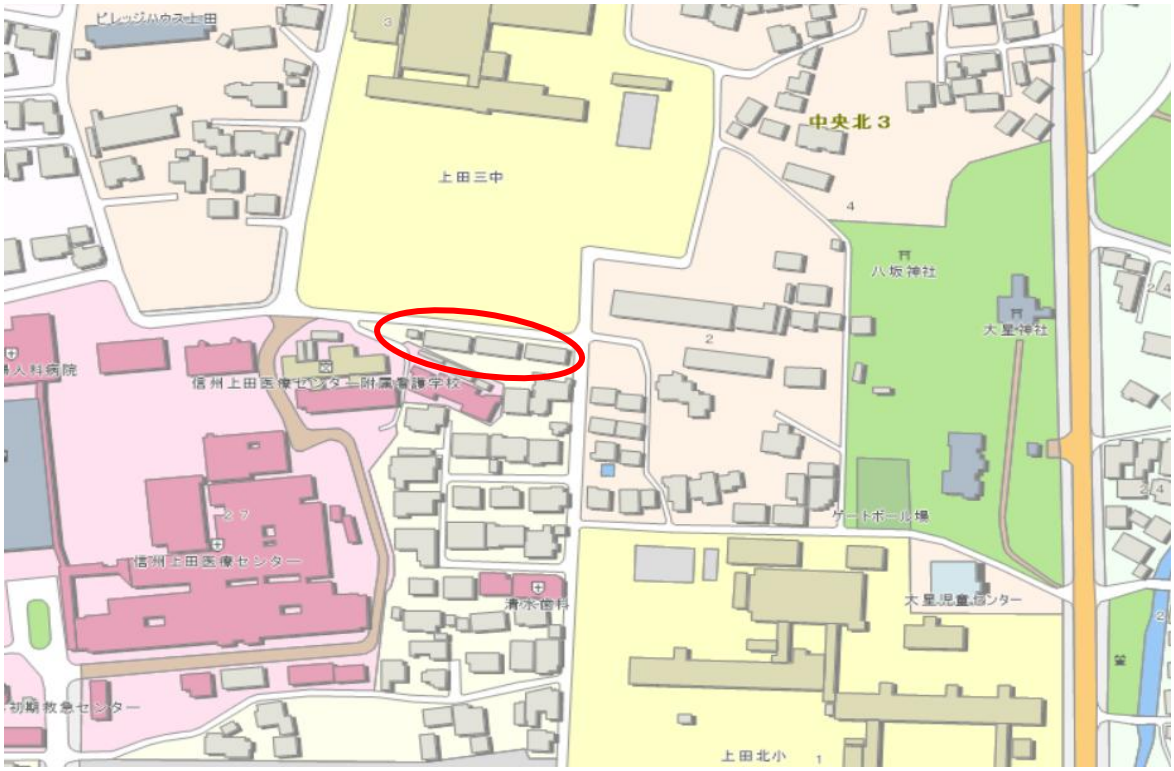
交 通 機 関						
	鉄　道	北陸新幹線・しなの鉄道	上田駅	南　方へ　約	2.0	km
	バ　ス	千曲バス	八幡	南　方へ　約	0.7	km
	バ　ス	市街地循環上田バス	信州上田医療センター	西　方へ　約	0.2	km

公 共 施 設 （現地からの 直 線 距 離）				
市役所・役場	上田市役所	南　方へ　約	1.4	km
小 学 校	上田市立 北小学校	南　方へ　約	0.2	km
中 学 校	上田市立 第三中学校	北　方へ　約	50.0	m

参 考 事 項
物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。
2466-2と2454-1の間に道（赤線）が縦断しています。 払下げ等の相談については、管理者である上田市都市建設部管理課にお問い合わせください。
北側市道の下水道本管は、2466-2の北側付近までは埋設されていますが、2454-1、2455-1に接する区域には埋設されていません。（宅内への下水道管引込みあり。）
敷地南東側のフェンスは隣接地に帰属していますが、一部売却地へ越境しています。（隣接地所有者と越境物の確認書取り交わし済み）
建築物の新築等、景観法第16条第１項に規定する行為を行う際、同条に基づく届け出が必要な場合があります。 詳しくは、上田市都市建設部都市計画課へお問合せください。
2455-1の敷地北東角と2454-1敷地北側に電柱（本柱2本、支柱2本）があります。（東日本電信電話（株）埼玉事業部に敷地貸付）
売却地は「八幡裏遺跡」に該当します。文化財保護法第93条により、地面の掘削を伴う開発事業を行う場合は、着工の60日前までに届出が必要となります。詳しくは上田市教育委員会生涯学習・文化財課へお問い合わせください。
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に該当します。一定規模以上の盛土や切土、一時的な土砂の堆積等を行う際、あらかじめ許可や届出が必要となる場合があります。詳しくは上田建設事務所維持管理課へお問い合わせください。
物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い（杭及びロープ）を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。 なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って、物件の不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。

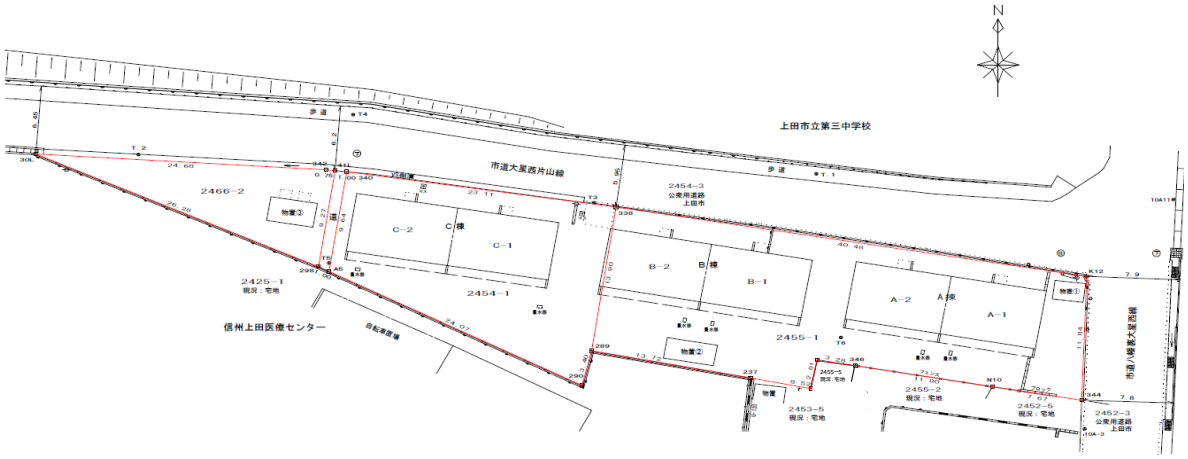
三中前職員宿舎

案　　内　　図



「長野県統合型地理情報システム」の地図データ（2026年10月6日取得）に基づき作成

明　　細　　図



物　　件　　調　　書

物件番号	5

（大道（オオミチ）住宅）（建物付）

所　在　地		伊那市西箕輪7065番2					
住居表示		—					
土地	実測面積	254.07 ㎡	（約 76 坪）		地　目	宅地	
	公簿面積	254.07 ㎡	（約 76 坪）				
	登記簿記載事項	所有権に係る権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利（乙区）	なし	
			権利の種類	所有権			
建物	構造・面積間取り等	居宅　昭和47年10月18日築　コンクリートブロック造瓦葺平家建					
		53.00㎡	和室6畳×2、和室4.5畳、台所、浴室、トイレ				
	登記簿記載事項	所有権に係る権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利（乙区）	なし	
			権利の種類	所有権			
	付属建物等						

法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域内（非線引き）		指定建ぺい率	60　%	
	用途地域	なし		指定容積率	200　%	
	都市計画施設（都市計画道路、都市公園等）		施設区域に該当なし			
	特別用途・その他の地域地区		該当なし			
	防火・準防火地域		該当なし			
	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地等）		周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし			
	砂防三法（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）		指定なし			
	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域、同特別警戒区域）		指定なし			
	洪水ハザードマップ		該当なし			
	その他		伊那市景観計画地域、伊那市屋外広告物条例（禁止地域）、西箕輪ふるさと景観住民協定、盛土規制法（宅地造成等工事規制区域）			

接面道路	位置	種類等	道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	北西側	舗装　市道（I7226号線）	6.9m	不要	14.93m	0.2～0.5m高い

私道の負担に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容	—
建物の石綿（ｱｽﾍﾞｽﾄ）	調　査	未調査		—
建物の耐震診断	調　査	未調査		—
現況及び従前の利用状況	現　況	居宅　1棟		
	従　前	職員宿舎		

電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況		施設の種類（業者名）	施設整備の整備・負担状況	
	電　気	中部電力パワーグリッド（株）	引込可	
	上水道	公営水道（伊那市）	権利φ13mm 引込管径不明	メーターあり
	ガ　ス	プロパンガス		
	下水道	公共下水道（伊那市）	負担金	清算済
			公共桝	設置済

交通機関（現地からの直線距離）	鉄　道	JR　飯田線	伊那北駅	南東　方へ　約	3.4	km
	バ　ス	伊那バス（西箕輪線）	大学寮前BS	南西　方へ　約	0.2	km

公共施設（現地からの直線距離）	市役所・役場	伊那市役所西箕輪支所	北西　方へ　約	1.4　km
	小学校	伊那市立西箕輪 小学校	北西　方へ　約	1.7　km
	中学校	伊那市立西箕輪 中学校	北西　方へ　約	1.7　km

参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。
	景観法第16条1項に規定する行為を行う場合は、同条に基づく届出が必要です。また「西箕輪ふるさと景観住民協定」に基づき、景観に配慮する必要があります。詳しくは、伊那市役所都市整備課までお問い合わせください。
	宅地造成等工事規制区域に該当するため、一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。詳細につきましては、伊那建設事務所維持管理課へお問合せください。
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。
	売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い（杭及びロープ）を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。 なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って、物件の不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。

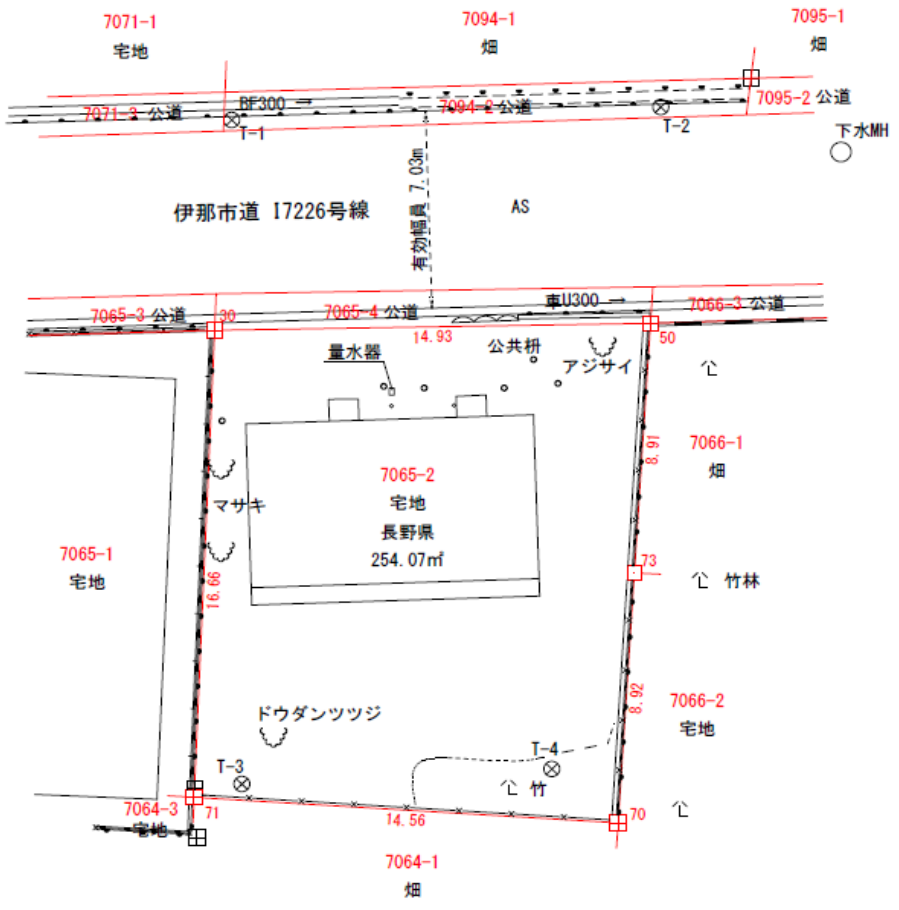
大道（オオミチ）住宅

案　　内　　図



地図データ ©2026 Google

明　　細　　図



物　　件　　調　　書

物件番号	6

伊那富（ｲﾅﾄﾐ）職員宿舎（建物付）

所　在　地		上伊那郡辰野町大字伊那富字北湯舟1032番2						
住居表示		—						
土地	実測面積	829.38 ㎡	（約 250 坪）		地　目	宅　地		
	公簿面積	829.38 ㎡	（約 250 坪）					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利（乙区）	なし		
			権利の種類	所有権				
建物	構造・面積間取り等	共同住宅　昭和54年1月築　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　亜鉛ﾒｯｷ鋼板葺　2階建						
		1階　102.60㎡ 2階　102.60㎡	（和室6畳×2、和室4.5畳、台所、浴室、トイレ）×4戸					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利（乙区）	なし		
			権利の種類	所有権				
	付属建物等	物置（コンクリートブロック造スレート葺平家建　床面積31.20㎡）　1棟						
法令に基づく制限		都市計画	都市計画区域（非線引き）		指定建ぺい率	60　%		
		用途地域	無指定		指定容積率	200　%		
		都市計画施設（都市計画道路、都市公園等）	施設区域に該当なし					
		特別用途・その他の地域地区	指定なし					
		防火・準防火地域	指定なし					
		文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地等）	周知の埋蔵文化財包蔵地（北湯舟A遺跡）					
		砂防三法（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）	急傾斜地崩壊危険区域：該当あり					
		土砂災害防止法（土砂災害警戒区域、同特別警戒区域）	土砂災害警戒区域：該当あり（急傾斜地の崩壊・土石流：イエローゾーン）					
		洪水ハザードマップ	該当なし					
		その他	辰野町景観計画区域					
接面道路		位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
		西側全域	舗装　町道（1274号線）		約2.3m～3.1m	要	54.85m	ほぼ等高
		東側全域	舗装　町道（7号線）擁壁あり		約7.3m	不要	31.06m	0.5m～1.2m
私道の負担に関する事項		負担の有無	なし	負担の内容	ー			
建物の石綿（ｱｽﾍﾞｽﾄ）		調　査	未調査		ー			
建物の耐震診断		調　査	未調査		ー			
建物状況調査		調　査	未調査		ー			
現況及び従前の利用状況		現　況	共同住宅　1棟、物置　1棟、駐輪場　1棟					
		従　前	職員宿舎					
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況			施設の種類（業者名）		施設整備の整備・負担状況			
		電　気	中部電力（株）		引込可			
		上水道	公営水道（辰野町）		権利φ25mm以下 引込管径25mm以下	メーターあり		
		ガ　ス	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ					
		下水道	公共下水道（辰野町）		負担金 公共枡	一部清算済 設置済		
交通機関		鉄　道	JR　飯田線	宮木駅	南東　方へ　約	1.5	km	
			JR中央本線・飯田線	辰野駅	東　方へ　約	1.8	km	
		バ　ス	辰野町営バス	川島線高畑	東　方へ　約	1.0	km	
公共施設（現地からの直線距離）		市役所・役場	辰野町役場		東　方へ　約	1.0	km	
		小学校	辰野西 小学校		南東　方へ　約	1.4	km	
		中学校	辰野 中学校		南東　方へ　約	2.1	km	

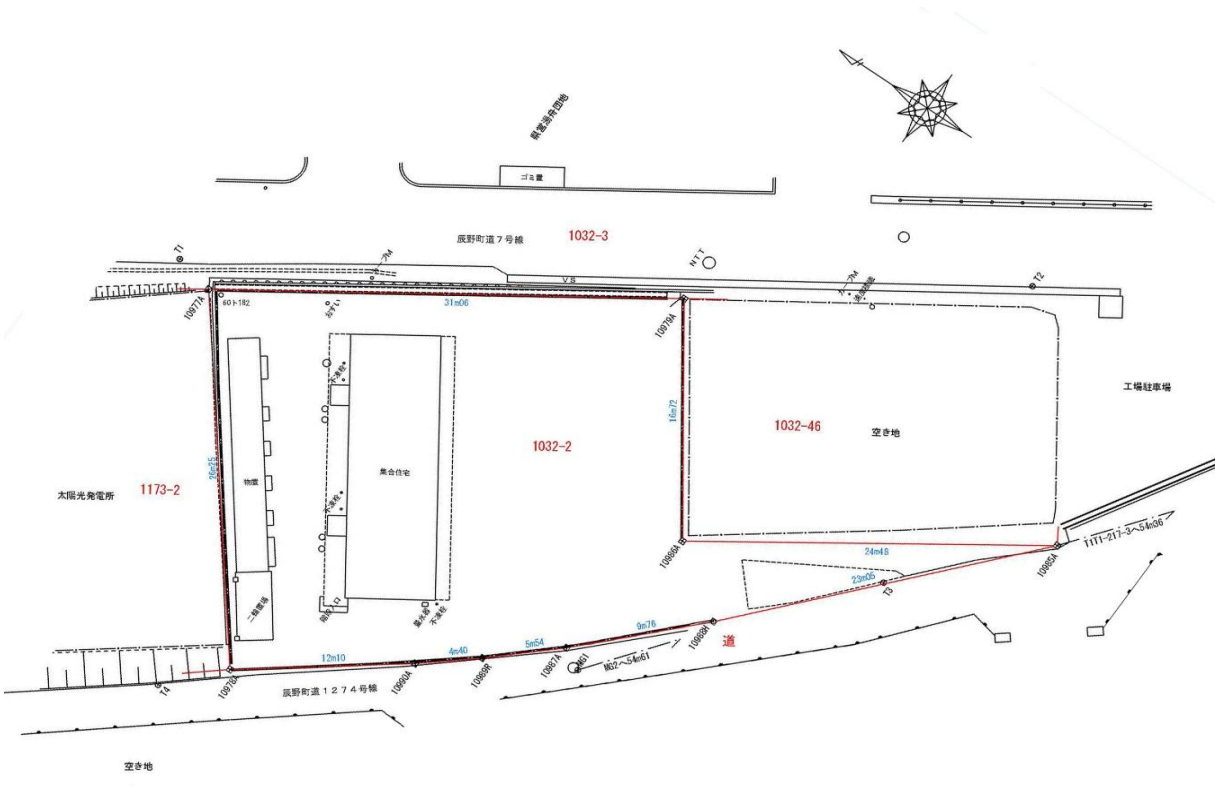
参考事項
物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。
土砂災害防止法の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流：イエローゾーン）に該当します。
売却地は「北湯舟A遺跡」に該当します。文化財保護法第93条により、地面の掘削を伴う開発事業を行う場合は、着工の60日前までに届出が必要となります。詳しくは、辰野町教育委員会生涯学習課文化係にお問い合わせください。
宅地造成等工事規制区域に該当するため、一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。詳細につきましては、伊那建設事務所維持管理課へお問合せください。
公共下水道負担金については一部未清算のため、未納分の支払いが必要です。詳しくは辰野町建設水道課へお問合せください。
敷地内北東角に電柱があります。（中部電力パワーグリッド（株）諏訪営業所へ敷地貸付）
物件西側の隣接地へコンクリート擁壁の一部が越境しており、確認書を取交しています。
物件北東側に雨水排水用の側溝があり、辰野町道1274号線へ一部越境しています。改廃時には事前に辰野町役場へ申請が必要となります。詳しくは、辰野町役場建設水道課へお問合せください。
物件の近隣に塗装会社があり、工場の操業時間内には風向きや天候の条件により製造工程に伴う油臭および溶剤臭が漂うことがあります。
物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い（杭及びロープ）を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。 なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って、物件の不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。

伊那富職員宿舎

案　　内　　図



明　　細　　図



物　　件　　調　　書

物件番号	7
上原(ｳｴﾊﾗ)職員宿舎 (建物付)	

所　在　地		上伊那郡辰野町大字伊那富字上原3115番6					
住居表示		—					
土地	実測面積	774.05 ㎡ (約 234 坪)				地　目	宅地
	公簿面積	774.05 ㎡ (約 234 坪)					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)		なし
			権利の種類	所有権			
建物	構造・面積間取り等	共同住宅　昭和59年3月9日築　コンクリートブロック造瓦葺2階建					
		1階185.76㎡ 2階185.76㎡	(和室6畳×2、和室8畳×1、キッチン、トイレ、浴室)各6戸				
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)		なし
			権利の種類	所有権			
	付属建物等	物置(コンクリートブロック造瓦葺平家建　床面積33.30㎡)　1棟					

法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域(非線引き区域)	指定建ぺい率	60　%
	用途地域	第二種中高層住居専用地域	指定容積率	200　%
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)		施設区域に該当なし	
	特別用途・その他の地域地区		該当なし	
	防火・準防火地域		該当なし	
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)		周知の埋蔵文化財包蔵地(上原遺跡)	
	砂防三法 (砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)		砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 :指定なし	
	土砂災害危険箇所(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)		土石流、急傾斜地の崩壊 :指定なし	
	洪水ハザードマップ		該当なし	
	その他		屋外広告物条例(禁止地域、許可地域)、辰野町景観計画区域、宅地造成等工事規制区域	

接面道路	位置	種類等	道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	南西側	舗装　町道1590号線	約3.3m	要	33.87m	0.3～0.5m高い

私道の負担に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容	—
建物の石綿(ｱｽﾍﾞｽﾄ)使用調査	調　査	「未調査」		—
建物の耐震診断	調　査	「未調査」		—
現況及び従前の利用状況	現　況	共同住宅　1棟、物置　1棟、駐輪場　1棟		
	従　前	職員宿舎		

電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況		施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況	
	7	中部電力パワーグリッド(株)	引込可	
	上水道	公営水道(辰野町)	権利φ13mm 引込管径不明	メーターあり
	ガス	プロパンガス		
	下水道	公共下水道(辰野町)	負担金	一部清算済
			公共桝	設置済

交通機関(現地からの直線距離)							
	鉄道	JR　飯田線	伊那新町駅	南　方へ　約	0.8	km	
		JR　飯田線	宮木駅	南西　方へ　約	0.9	km	
	バス	辰野町営バス 川島線	宮木公園前	南西　方へ　約	0.2	km	

公共施設(現地からの直線距離)					
市役所・役場	辰野町役場	北　方へ　約	4.0	km	
小学校	辰野西 小学校	東　方へ　約	2.0	km	
中学校	辰野 中学校	東　方へ　約	2.5	km	

参考事項

物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。

売却地は「上原遺跡」に該当します。文化財保護法第93条により、地面の掘削を伴う開発事業を行う場合は、着工の60日前までに届出が必要となります。詳しくは、辰野町教育委員会生涯学習課文化係までお問合せください。

宅地造成等工事規制区域に該当するため、一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。詳細につきましては、伊那建設事務所維持管理課へお問合せください。

敷地西南角に電柱1本、支線1条があります。(中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所に敷地貸付)

公共下水道負担金については一部未清算のため、未納分の支払いが必要です。詳しくは辰野町建設水道課へお問合せください。

物件北側の隣接地へ敷地内の構造物(アルミフェンスの基礎(コンクリート構造物))が一部越境しており、確認書を取交しています。

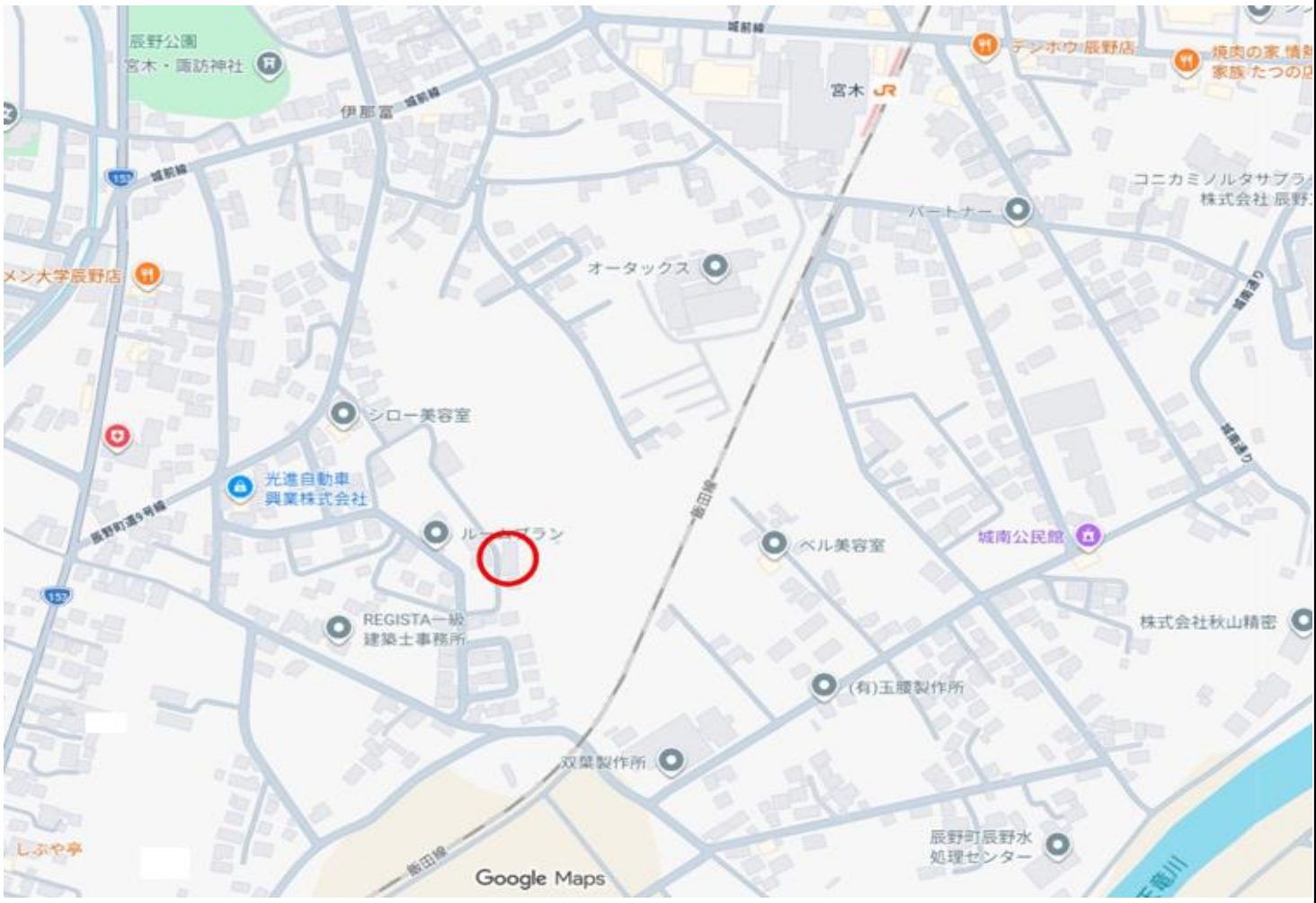
物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。

売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。

なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って、物件の不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。

上原（ｳｴﾊﾗ）職員宿舎

案　　内　　図



地図データ©Googleマップ2026

明　　細　　図

